第三章 事業及び施設

(老人居宅生活支援事業の開始)

- 第十四条 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、厚生労働 省令で定める事項を都道府県知事に届け出て、老人居宅生活支援事業を行うことができる。 (変更)
- 第十四条の二 前条の規定による届出をした者は、厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(廃止又は休止)

第十四条の三 国及び都道府県以外の者は、老人居宅生活支援事業を廃止し、又は休止しようとする ときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け 出なければならない。

○老人福祉法施行規則

(老人居宅生活支援事業の開始の届出)

- 第一条の九 法第十四条に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 事業の種類及び内容
 - 二 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
 - 三 条例、定款その他の基本約款
 - 四 職員の定数及び職務の内容
 - 五 主な職員の氏名及び経歴
 - 六 事業を行おうとする区域(市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあつては、当該市町 村の名称を含む。)
 - 七 老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人 共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業を行おうとする者にあつては、当該事業の用に供 する施設、サービスの拠点又は住居の名称、種類(小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型 老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業に係るものを除く。)、所在地及び入所定員、 登録定員又は入居定員(老人デイサービス事業に係るものを除く。)

八 事業開始の予定年月日

2 法第十四条の規定による届出を行おうとする者は、収支予算書及び事業計画書を都道府県知事に 提出しなければならない。

(老人居宅生活支援事業の変更の届出)

第一条の十 法第十四条の二に規定する厚生労働省令で定める事項は、前条第一項各号に掲げる事項 とする。

(老人居宅生活支援事業の廃止又は休止の届出)

- 第一条の十一 法第十四条の三に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 一 廃止し、又は休止しようとする年月日
 - 二 廃止又は休止の理由
 - 三 現に便宜を受け又は入所している者に対する措置
 - 四 休止しようとする場合にあつては、休止の予定期間

(老人居宅生活支援事業開始届)

第3条 施行規則第1条の7の規定による届出は、老人居宅生活支援事業開始届(第1号様式)によらなければならない。

(老人居宅生活支援事業変更届)

第4条 施行規則第1条の8の規定による届出は、老人居宅生活支援事業変更届(第1号様式の2) によらなければならない。

(老人居宅生活支援事業廃止届等)

第5条 施行規則第1条の9の規定による届出は、老人居宅生活支援事業廃止(休止)届(第1号様式の3)によらなければならない。